プラスチック製品（資源ごみとして分別回収するもの）は、令和5年4月1日以降、クリーンセンターへの持込みはできません

- リサイクルできる資源ごみ（缶、びん、ペットボトル、プラスチック製の「容器」と「包装」）や紙類は、クリーンセンターへの持込みはできません。
- 令和５年４月１日以降、家庭ごみのプラスチック製品は、資源ごみとして分別回収が始まるため、クリーンセンターへの持込みはできなくなります。
- プラスチック製品は、資源ごみ用の指定袋に入れて「ごみの収集場所」にお出しください。（民間業者が収集するマンション等にお住まいの方は、マンションの管理会社にお問い合わせください）

（分別回収の対象となるプラスチック製品の例）



- 分別回収の対象とならないプラスチック製品は、持ち込むことができます。

【分別回収の対象とならないプラスチック製品の例】
- 大型ごみ（クーラーボックス。スーツケース、ポリタンクなど）
- ひも・シート状で長さが５０ｃｍ以上のもの（ブルーシート、ビニールひもなど）
- 大部分がプラスチック素材でないもの（金属製のおたま、フライ返しなど）
- その他リサイクル設備に影響を与えるもの(ビニール傘など)

【お問合せ先】京都市環境政策局　施設管理課　電話　075-222-3964
南部クリーンセンター　電話　075-611-5362
東北部クリーンセンター　電話　075-741-1003

クリーンセンターにごみを持ち込む みなさんへの大切なお知らせ

～ 特に注意していただきたいこと ～

リチウムイオン電池などの充電式電池及び充電式の電化製品は、クリーンセンターに持ち込むことはできません。



リチウムイオン電池は、火災の原因となり危険であるため、クリーンセンターへの持込みはできません。
拠点回収や販売店での回収をお願いします。

リチウムイオン電池が使用されている主要な電子機器



他人のごみを、クリーンセンターに持ち込むことはできません。

クリーンセンターに持ち込むことができるのは「本人のごみ」に限ります。

他人のごみを無許可で運搬する行為は、廃棄物処理法の定めにより５年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金またはその両方を科せられる場合があります。



京都市 CITY OF KYOTO

発行：京都市 環境政策局 適正処理施設部 施設管理課
令和5年3月 京都市印刷物 第045004号